

大規模指定既存集落等の指定基準改正

斗合田・下江黒・江口・南大島・梅原地区の一部追加

群馬県開発審査会提案基準および大規模指定既存集落等の指定基準の改正により、本町では次の事項の追加指定を受けました。

追加指定地区 大規模指定既存集落区域として新たに「斗合田・下江黒」「江口」「南大島」「梅原」の各地区の一部を追加で指定。

市街化区域および市街化調整区域に関する都市計画が定められた都市計画区域（線引き都市計画区域）内において一定の面積以上の開発行為を行うおとするかたは、開発許可を受けなければなりません。

市街化調整区域における開発は、一般基準のほか都市計画法第34条の許可基準に適合していなければ許可されません。

この指定は、都市計画法「第34条10号ロ」の運用による市街化調整区域

における開発行為の規制緩和措置であり、大規模な既存集落（独立して一体的な日常生活圏を構成している）と認められる集落の内、都道府県知事があらかじめ指定したもの）において（線引き前からの土地所有は要件とし）次にあげる申請者の開発行為が可能となります。

当該指定集落の存する中学校区内に10年以上居住もしくは勤務していたかた

当該中学校区内に線引き前から引き続き現在まで存している本家世帯主の3親等以内の親族のかた

施行年月日 平成14年4月1日
問い合わせ 予定建築物の用途要件等、詳しくは、県庁建築課 ☎ 0276(2226)3704 または役場都市建設課へお問い合わせください。

平成14年の地価公示価格を公表 都市建設課で、だれでも簡単に閲覧できます

土地売買の目安となる平成14年1月1日現在の地価公示価格が国土交通省から発表されました。土地の形状、道路の条件、駅からの距離、上下水道の整備状況などの土地の条件を標準地と比較すれば、対象地のおよその価格がわかります。

地価公示価格を知りたいかたは、

標準地の価格、標準地が接する道路の種類、幅員、標準地の周辺の土地利用状況等を細かく記載した地価公示の関係書面が都市建設課で、だれでも簡単に閲覧できます。また、電話でもお答えしております。

都市建設課

内線355

結婚の相談は、ぜひ相談員に

媒酌人に報償金を交付しています

町の結婚相談所では、3月7日に役場で結婚相談員会議を開催し、今後の結婚相談事業の進め方や日ごろの情報交換を行いました。

情報交換会では、「町の報償制度の周知を行う」「仲人のいる結婚式は少ない」「当人の意識が低い」「本人の努力もある程度必要」「生涯独身でいいと言ったかたもいる」「結婚相談事業のあり方（方法）を検討する時期にきている」等の意見がありました。

今後とも、少子化と人口減少社会にならぬよう、PRと努力を重ね一組でも多くの幸せなカップル誕生に推進していきますので、皆様からの情報をお願いいたします。

また、申込者の秘密は厳守されますので、お気軽に結婚相談所または結婚相談員にご相談ください。

●町の報償制度

町では結婚対策事業の一環として、結婚相談所に申し込みをされたかたで花嫁・花婿を取りもったかた（媒酌人）に報償金10万円を交付いたします。また、当該カップルには記念品を贈呈しています。この場合、媒酌人は町内・町外を問いません。ただし、当該カップルが婚姻後町に在するの場合等に限ります。

総務課

内線332

美化活動ボランティア団体募集

道普請型ぐんまクリーン大作戦

県では、河川、道路、耕作放棄地、森林などの自発的な美化活動をする団体等に対し奨励金を支給し、安全で住みやすく環境に優しい県土と心温かい住民自治の風土の構築を推進しています。

この趣旨に賛同される団体の代表者は、下記のとおり申請してください。

対象者 10人以上の団体（ただし、営利法人、公益法人、組合、学校、未成年者のみで構成する団体等は

除く）

申請期限 5月31日（金）

申請先

役場都市建設課（河川・道路の美化活動に関するもの）

役場経済課（耕作放棄地・用排水路、里山・平地林の美化活動に関するもの）

都市建設課
経済課

内線355
内線353